

<b>学生海外調査研究</b>	
<b>清国における租界制度の形成と変容に関する史料調査 —19世紀中葉から20世紀初頭を中心に—</b>	
渡辺 千尋	比較社会文化学専攻
<b>期間</b>	2009年7月22日～2009年8月12日
<b>場所</b>	中国（上海 天津 北京）
<b>施設</b>	上海市档案馆、上海図書館、上海歴史博物館・上海博物館、 天津市档案馆、天津図書館、国家図書館分館、北京大学図書館

### 1. これまでの研究状況と海外調査の必要性

報告者の研究テーマは19世紀中葉から20世紀初頭における日本の租界政策を明らかにすることである。当該時期において日本は条約改正と清国との不平等条約締結を経て、列強と条約上対等な立場を獲得し、国際「商戦」へと参入していった。そのとき世界が注目していた市場が中国であり、日本は華中・華南においては租界を通じた貿易、日露戦後には中国東北における満鉄経営といった手段を用いて中国への経済的進出をはかる。そのなかで、中国進出の担い手としての租界をどこに設置し、どう運営・発展させ、居留民をどう保護するかについての政策（租界政策とする）は、対中政策のなかでも重要な柱の一つであった。これまでの日本租界の研究は個別の租界に関して中国社会への影響を分析するものが主であったが、これら個別の租界を統合する租界政策という視点に基づく研究が必要であろう。

修士論文では日本が租界の設置・運営を始めた日清戦後の時期における租界政策を、日本政府の創設した租界制度である居留民団法の制定過程を通じて分析するとともに、天津日本専管租界を例として具体的な租界形成のプロセスを明らかにした。中国に租界が設置され始めたのは1840年代であり、1890年代末に日本が租界経営を開始したときにはすでに半世紀が経っている。修士論文の執筆を通じて、後発の租界経営参入国である日本が、既存の租界制度のなかで政策決定を行っていたことはよくわかったが、日本のとった政策の意味を明らかにするためには、もともとどのような制度があったのかをふまえておく必要があると感じた。

そこで既存の租界制度をみてみると、清国に設定した租界において、列強はいわゆる治外法権を獲得し、領事裁判権のみならず、租界の行政権までも掌握し、租界防衛のための軍事力を備え、清国において「国内之国」を作り上げたといわれている。その代表が上海共同租界である。しかし租界の設置について規定した南京条約に明記されていたのは領事裁

判権のみで、租界の制度、つまり行政権や警察権の具体的内容は租界の設置・運営に関して清朝政府と折衝するなかで慣習法的にできあがってきたものであり、流動的で、租界ごとに異なっている。こうした租界ごとに異なる治外法権の内容について、先行研究では上海共同租界の制度を最も完成されたものとし、これを基準と考えて、他の租界は基準に達しなかった不完全な形態として捉えられてきたように思う。しかし租界制度の完成時から、一度視点を交渉過程まで戻してみても、どんな場合にどんな制度が形成されるのか、全体を貫く租界の設置・運営に関する一定のルールがあったのではないかと考えてみたい。

修士論文で扱った日本の租界経営のなかで、大きな問題とされていたのが日本租界内の清国人、特に清国人地主の存在である。日本は政府の資金難・有力商人の不在などから、租界開発にあたっては清国の土地建物会社からの出資や清国人住民からの税収が不可欠であったが、その結果租界行政権の一部は清国側に残った。このような、租界の治外法権の内容が租界設置国の経済的实力と清国側の租界に対するアプローチの中で決まってきたケースが、日本だけでなく他列強にもあることが先行研究に示されている(1)。このことから、清国の租界制度を明らかにするうえで、租界内の居留民に関する租界当局・清国官憲・清国人住民の間の折衝の分析が有効であると考えられる。そのためには修士論文で主に使用した『外務省記録』や『天津日本租界居留民団史料』等日本側の作成した史料だけでなく、外国租界の租界当局の一次史料を使用することが必要であり、現地の档案馆（中国の史料館）に赴いて調査を行うことが必要である。

そこで今回は、天津と上海の二箇所について、租界の形成過程における治外法権の内容を、特に清国人住民に注目して調査することにした。上海を調査対象に選んだのは、租界制度の代表格であり、設立時期も最も早く、他の租界の制度形成のモデルとな

ったためである。上海には日本居留地は設置されていないが、居留地政策を明らかにするための基礎として、上海共同租界の調査が必要である。天津は日本の初期の租界政策の中心であり、日本政府が最も力を入れて開発したところであるためである。清国における租界制度の形成と変容を明らかにすることは、日本政府の租界政策のみならず、諸列強の租界政策の意味を明らかにするためにも必須であると考えられる。

## 2. 調査内容

### 2-1 上海における史料調査の目的

租界とその周辺における清国人の活動の実態を知るためには二つの方向性が考えられる。一つは租界当局の史料、もう一つは清国人自身による史料である。

まず、租界行政側から見た清国人の動向であるが、これは租界当局である工部局の史料からみることができると考え、上海共同租界工部局の史料を豊富に所蔵している上海市档案馆において調査を行った。

上海租界は設置当初、租界内に清国人の居住を許さない「華洋分居」という制度を採っていたが、1854年の1854年の小刀会による上海県城占拠後「華洋雑居」へと変化した。ここで租界内の清国人の管轄権の問題が生じ、租界制度の変容が起こっている。そこで、今回の調査では主にこの時期の史料を中心に調査を行うこととした。

次に清国人による史料である。報告者の関心は租界内の清国人に対して実質的な影響力を持っていたのは誰なのかということにある。そこで、明清から近代にかけて中国で広く行われていた民間人による公共事業、善会・善堂の租界における活動に注目した。清末上海において善堂が地域エリートの集まる場となり、中でも同仁輔元堂という善堂が知県の指示のもと都市建設やそれにかかる税の徴収を委託されており、上海においては善堂が地方自治の原点となっていたと言われている(2)。そこで善会・善堂のネットワークが租界内の清国人をも管理していたのではないかと考え、同仁輔元堂の共同租界分堂である「滬北仁濟堂」、フランス租界分堂である「同仁保安堂」に目星をつけて、これらの史料が所蔵されていると思われる上海図書館と上海博物館、上海歴史博物館において調査を行った。

### 2-2 上海における史料調査の内容

#### 上海市档案馆

上海市档案馆には租界当局の公文書が多く保存されており、中でも共同租界工部局・フランス租界公董局の史料は各種会議録、年報、公報、法令、章程、条例、各種往来文書、外国語の新聞・雑誌等、比較的完全に保存されている。また1937年の日本軍による上海占領後に設立された上海特別市政府の史料や、上海市商会・上海市工業会など同業団体の史料など

が保存されていることも、今後の調査の可能性として注目しておきたい(3)。共同租界工部局の史料のうち、工部局董事会会議録、工部局年報は『工部局董事会会議録』(4)、上海市档案馆の編纂によるものではないが『上海共同租界工部局年報』(5)などが刊行されており、日本でも見ることができる。そこで今回は、工部局に保存されていた各種往来文書や報告書等を中心に調査を行った。

報告者は去年も一度上海市档案馆を訪れて日本居留民関係の史料を収集したことがあるが、同館は近年目録の電子化を進めており、今年の調査では検索階層検索・キーワード検索機能が使用できるようになっていて、史料の検索が格段に便利になったと感じた。外国語史料は分類番号 U、共同租界の史料は U1 に納められている。工部局の史料は英文であるが、中国語に翻訳されたタイトルを使って検索を行う。閲覧室は新館、史料は別館に保存されており、出納は一日四回やってくる車を待たねばならず、時間がかかるのが難点である。その点共同租界の史料はマイクロフィルム化が進んでおり、マイクロフィルムは別館に置いてあるため出納を待たずに済み便利になった。ただしマイクロフィルムがある場合、原史料を直接閲覧することは困難である。現在複写資料の整理と分析を進めているところであり、今回は複写した史料の文書番号とタイトルを挙げておく。

原本を閲覧・複写したものは次の通り。史料番号 u1-1-1246 「上海公共租界工部局总办处关于中国政府在租界内收税及其主管署的材料 1843-1930」(一部複写、60 枚)。史料番号 u1-1-166 「上海公共租界工部局卫生处关于测量同仁堂土地等文件」(一部複写、1 枚)。史料番号 u1-1-1056 「土地章程, 1863 年修改」(一部複写、50 枚)。

マイクロフィルムは 11 件を閲覧したが、複写できたものは次の通り。なお、一つの簿冊に何件かの案件がまとまって入っているため、タイトルは関連する案件のものだけを書いておく。史料番号 u1-2-27 「上海公共租界工部局总办处关于 1865 年 6 月 30 日…人口调查, 华人填丁册及函稿」(一部筆写)。史料番号 u1-2-869-4 「英美领事和法国总领事关于上海道台同意资助重建山东路, 福建路两桥事给上海公共租界工部局总董的信函」(一部複写)。史料番号 u1-2-878-5 「上海公共租界工部局总董, 美国总领事, 英国领事和上海道台间关于租界处马路税, 地租和马路维护等问题的来往信件」(一部複写)。史料番号 u1-2-892-22 「上海公共租界工部局工务处于总办处关于福州路华人剧场 1910-1911」(一部複写)。史料番号 u1-1-166 「上海公共租界工部局卫生处关于测量同仁堂土地等文件」(一部複写、1 枚)。史料番号 u1-1-1056 「土地章程, 1863 年修改」(一部複写、50 枚)。

なお複写は閲覧者が機械を操作して行うことになっているが、印刷機のある映写機が二台しかなく、映写機の取り扱いになることもしばしばであった。また印刷機の調子が悪かったり、インクの補充をし

でもらえなかったりとハプニングが相次ぎ、必要な史料すべてを複写することができなかつたのが残念であった。上海市档案馆に所蔵される膨大な史料を活用するためには、もう少し長期間の調査が必要であると感じた。

### 上海図書館

次に、上海図書館（本館・徐家匯蔵書楼）における調査について述べる。上海図書館は本館と徐家匯蔵書楼に分かれており、本館には中国語文献、徐家匯には外国語文献が所蔵されている。今回は善会・善堂の徵信録を探すことが目的なので、本館を中心に調査を行った。

歴史文献は、民国以降のものは近代文献閲覧室、それより前のものは古籍閲覧室に納められており、それぞれカード目録の棚が備え付けられている。清末の史料は古籍閲覧室にあり、備え付けのパソコンで目録の検索も可能であった。ここでは『上海仁濟堂徵信録』を発見し、閲覧・複写を行うことができた。上海仁濟堂は滬北仁濟堂の別名であり、同仁輔元堂の共同租界分堂である。徵信録とは集めた捐をどのように使ったかを出資者に周知するために多くの善会・善堂が発行していた小冊子である。今回入手することのできた『上海仁濟堂徵信録』は光緒10年、11年、12年、13年の四冊であるが、光緒10年は同堂が創設された年であり、光緒10年度の徵信録には滬北仁濟堂の縁起も記載されており、同堂の活動を知る上で貴重な史料であると思われる。その他に善会・善堂の記録として、『同仁輔元堂售買義塚地基文件』を発見したのでこちらについても複写を行った。

### 上海歴史博物館・上海博物館

上海歴史博物館・上海博物館における調査の目的は、同仁輔元堂のフランス租界分堂「同仁保安堂」の徵信録を探すことであったが、上海博物館は地下に文書史料が保存されているという情報を得ることができたが、資料室との接触を試みたものの失敗に終わったため、調査不能であった。また上海歴史博物館は、先行研究(6)によると以前史料を所有していたようであるが、移転を繰り返したこともあり、現在は史料の閲覧はおろか、所蔵しているかどうかさえ判然としなかつた。引き続き調査が必要であると思われる。

なお調査にあたっては復旦大学の朱蔭貴先生と上海社会科学学院の朱婷先生に大変お世話になった。特に朱婷先生は史料の所在と検索方法に関して多くのアドバイスをくださり、また今後の研究への協力も快諾してくださった。朱婷先生はお茶の水女子大学の卒業生でもあり、報告者にとっては所属ゼミの先輩にあたる。本学の留学生の受け入れがこのようにネットワークとして結実していることに大変感謝す

るとともに感謝の気持ちを持った。

### 2-3 天津における史料調査の目的

天津における調査の目的は、上海と同様に租界制度の形成と変容の過程を示す史料を、特に清国人住民に対する制度に注目して収集することのほかに、天津日本専管租界の清国人住民の活動を示す史料を探すことである。天津は共同租界が主であった上海とは異なり、九カ国もの国々がそれぞれ別々に専管租界を設置おり、日本租界も存在していた。修士論文執筆中、天津日本専管租界のうち拡張租界の部分は清国人住民によって開発が行われ、通潔局という道路管理組織があつたことが分かつており、開発を担当した土地建物会社と、通潔局の六人の董事を特定することができたため、これらをキーワードとして調査を行うつもりであった。

また天津は北京に近く、李鴻章・袁世凱など中央政府の大物政治家が天津に居を構えていたこともあつて、上海に比べると官の力が強い場所でもある。清末の立憲改革と同時に進められた地方自治導入は天津における地方自治実験がモデルとされ、各地に広まった。上海においては善会・善堂が地方自治の基盤となったが、天津においてはやはり官の力が比較的強く、善会・善堂が地方自治の基盤になったとはいいがたい状況がある(7)。そこで善堂と地方自治の両面から調査を行った。

### 2-4 天津における史料調査の内容

#### 天津市档案馆

天津市档案馆における史料調査は、档案馆が史料を夏の暑さと湿気から守るためという理由で夏季の閉館に入ってしまった、その情報を事前に得ることができなかつたため、天津に到着してはじめて閉館していたことを知る事態となり、結局調査を行うことができなかった。『天津史文献目録』(8)の天津市档案馆の紹介によれば、同館は清末以降の史料を保存しており、外国語の档案として天津海関や各租界行政管理機構によって書かれた史料もあるという。中でも『天津商会档案彙編』(9)、『津海関年報档案彙編』(10)などの史料集も刊行された天津商会や天津海関に関する史料は有名である。そのほかにも『天津租界档案選編』(11)として、各租界の範囲や土地の貸借方法を決定した取極書や、居留地規則などをまとめた史料集が刊行されており、史料集に掲載された史料以外にも租界に関する史料が少なからず所蔵されているのではないかと期待される。天津市档案馆は所蔵する史料の目録のうち一部しか公開していないため、所蔵史料の全体像を知ることができず、租界関連史料も同様であるが、『天津租界档案選編』の周辺史料を閲覧することができれば本研究の進展に多いに役立つと思われたが、残念であった。また、天津における善堂である広仁堂の史料も同館に所蔵されており、同様に今回は閲覧できなかった。

## 天津図書館

天津の主要な目的であった天津市档案馆に入館できなかったため、今回の天津での史料調査は天津図書館が中心となった。1949年以前の史料は地方文献閲覧室、古籍閲覧室、歴史文献部にあるが、歴史文献部は昨年度から史料の整理のため閉室中であった。この三室の史料は図書館のopacに入力されていないものもあり、閲覧室に備え付けられている手書きの仮目録を見るか、『天津地方史資料聯合目録』（12）を見て史料を探すこととなった。しかし整理中ということもあってか、opacや聯合目録に載っていても現物が行方不明ということが何度かあり、確認しきれていない史料もあるのではないかと不安が残った。

今回は主に地方文献閲覧室において調査を行った。天津日本拡張租界における有力華人について調べるため、『天津近代人物録』（13）から通潔局の有力者六人を探したが、見つからなかった。『天津近代人物録』は近代（アヘン戦争～五四運動）天津における重要人物を集めた人物録であり、日本側が拡張租界内における華人の代表として扱っていたこれらの人物は、天津全体においてはそれほど有力な人物ではなかったのであろうか。次に『天津文史資料選輯編目録索引』（14）から必要な史料を選び、閲覧・複写を行った。『文史資料』とは1959年に周恩来の提唱により中華人民共和國政治協商会議のもとで編纂された逐次刊行物で、歴史上の人物や事象につき、関係者が保存していた史料と記憶によって綴った回顧録である（15）。史料の性質上丁寧に史料を検証することが必要であると思われるが、地方誌上に詳しい記載のないことがらについても情報を得ることができる。第18輯（1982年）では天津日本専管租界の特集を行っており、そのなかから張同礼「我所知道の方若」という文章を見つけることができたことは収穫であった。これによって、天津日本専管租界の拡張租界部分の土地を借り受け、都市建設を行っていた土地建物会社である利津公司を起したのは方若という人物であることが分かった。著者の張同礼は同郷団体である浙江幫を通して方若と関係があった人物で、同資料は1982年にまとめられたものである。このほかにも文史資料から「漢奸袁文会的一生」、「天津横浜正金銀行与魏家兩代買弁」（16）などの論文・回顧録を複写することができた。

この方若に関する文章からいくつかのキーワードをピックアップし、天津市档案馆の公開目録検索にかけたところ、方若が漢奸として財産を没収されたときの記録であると思われる、文書番号401206800-X0090-C-000236-001「为函送没收方若及代管吴适云在利津公司股份房产1950年下半年房租缴款书共9份请查照由」（公产505号、公管局、1951-02-23）、また利津公司同様日本租界内の土地建物会社である益津公司、新津公司、三新公司の史料40126800-J056f-1-030626「益津公司登记」（天津市

财政局、1940-11-1）、40126800-J056f-1-047972「益津公司郑杏村税契」（天津市财政、1948-5-1）、40126800-J0090-1-002682「新津公司在一区蓬萊街新津里十五号建平房三间」（天津市新津公司、1944-10-1）、401206800-J0025-2-001955「三新公司」（三新公司、1946-1-1）（17）などがみつかった。次の調査に役立てたい。

なお、今回の調査で『天津府自治局文件要録』光緒32年7月～10月、『天津府自治研究同学類』光緒32年、『試辦天津県地方自治章程』・『試辦天津県地方自治章程理由書』、『自治法規』1922年、雑誌論文では「天津府自治局試辦調査簡章」（18）、「試辦天津県地方自治公決草案」（19）などの天津における地方自治の実施に関する史料は天津歴史博物館に所蔵されていることが分かった。今回は時間の関係で閲覧できなかったが、今後の研究に生かしたい。

なお、調査にあたっては天津社会科学院の張利民先生、万魯建先生に大変お世話になった。史料整理中の天津図書館、博物館の状況や、研究テーマに沿った史料の所在を教えていただき、方若という人物も張利民先生からご紹介いただいた。記してお礼としたい。

## 2-5 北京における調査

国家図書館分館において天津の広仁堂に関する史料を閲覧し、北京大学図書館、北京市内の書店において参考文献の複写と閲覧を行ったが、紙幅の関係上詳細には述べることは避ける。

## 3. 今後の展望

現在修士論文に手を加えてしかるべき雑誌への投稿をめざしており、今回収集した史料のうち、天津日本拡張租界の方若に関する史料は数少ない日本租界内の清国人住民の活動を示すものとして重要である。近いうちに天津档案馆を訪れて史料を補完し、論文の完成を目指すつもりである。

また上海の史料調査では、租界の清国人の処遇問題に関して、租界当局である工部局の史料と、清国人住民による滬北仁濟堂の史料の両面を入手することができ、大きな収穫であった。今後はこれらの史料を鋭意読み進め、清国官憲からみた『清季外交史料』なども加えて、上海における制度の形成と変容を探っていきたい。既存の租界制度の研究は、博士論文の基礎となる部分である。清国が自ら開いた「自開商埠」なども分析対象として、租界制度を貫くルールを探っていきたい。

また今回の天津の調査において、中国各地に存在した租界の制度形成に関する史料を集めることの難しさも感じた。天津档案馆には今回入ることができなかったが、外国語の档案はガードが固く、閲覧できるとは限らないことも分かった。手に入る限り史料を探すことはもちろんだが、公文書類に限らず、『申報』や『大公報』などの新聞史料を利用するな

ど、さまざまな角度から研究の方法を探ることも必要だと感じた。

#### 注

- (1) 費成康『中国租界史』上海社会科学院出版社、1991年など
- (2) 夫馬進『中国善会善堂史研究』第一〇章「上海善堂と近代地方自治」同朋舎出版、1996年
- (3) 上海市档案馆編『上海市档案馆指南』北京、中国档案出版社、1999年
- (4) 上海市档案馆編『工部局董事会會議録』上海、上海古籍出版社、2001年
- (5) 沈雲龍編『上海共同租界工部局年報』、近代中國史料叢刊、台北、文海出版社、1988年
- (6) 夫馬進前掲書
- (7) 貴志俊彦「『北洋新政』体制下における地方自治制の形成—天津県における各級議会の形成とその限界」(横山英、曾田三郎編著『中国の近代化と政治的統合』溪水社、1992年)
- (8) 貴志俊彦、劉海岩、張利民編『天津史文献目録』東大東洋文化研究所附属東洋学文献センター、1998年
- (9) 天津社会科学院歴史研究所、天津市工商業連合会、天津市档案馆編『天津商会档案彙編』天津人民出版社、1987-96年
- (10) 天津社会科学院歴史所、天津市档案馆編『津海関年報档案彙編』上下、1993年
- (11) 天津档案馆、南開大学分校档案系編『天津租界档案選編』天津人民出版社、1992年
- (12) 天津地方史資料聯合目錄編輯組編『天津地方史聯合目錄』甲三冊、1980年。同書は日本には京都の日文研にしか所蔵されておらず、報告者は見に行くことができなかったものである。天津市図書館、天津社会科学院図書館、天津歴史博物館、南開大学図書館、天津市档案馆など、天津にあつて天津史に関する史料を所蔵している機関を横断して史料を探すことのできる目録で大変便利である。
- (13) 天津地方史志編集委員会『天津近代人物録』
- (14) 中国人民政治協商會議天津市委員会文史資料研究委員会編『天津文史資料選編目分類索引』天津人民出版社
- (15) 陈德輝著「回顾我经历的文史资料工作—纪念政协文史资料工作创建 50 周年」(『江淮文史』2009年 01 期)
- (16) 中国人民政治協商會議天津市委員会文史資料研究委員会編『天津文史資料選編』第 18 輯、天津人民出版社、1982年
- (17) なおこれらの史料は調査を行った 8 月上旬の時点では公開目録上にあつたが、帰国してから再度検索しなおしてみるとなくなっていた。また史料作成年月日には一月一日と書かれているものが異常に多いため、年月日を入力していない史料はすべて一月一日になっているのではないかと思われる。
- (18) 「天津府自治局試辦調查簡章」(『北洋法政學報』1906年 10 月、9 期)
- (19) 「試辦天津県地方自治公決草案」(『北洋法政學報』1906年 12 月、14,15 期)

わたなべ ちひろ／お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 比較社会文化学専攻

#### 【指導教員のコメント】

本調査は、中国における日本経済の最前線に位置していた日本の居留民に関する初の本格的史料調査である。本学生は、既に留学時期を含めて何度か中国において資料調査を実施した経験があるが、その経験とその後の研究の進捗を踏まえた、充実した調査となっている。今回収集した史料も論文作成上重要な価値があるものであり、今後の分析に期待したい。

特に上海において、档案馆や図書館といった公開機関のみならず租界研究者を初めとする研究者たちと面識を得たことは、今後の調査の進展に大きな寄与を期待することができる。天津の場合もそうであるが、中国における史料公開の状況は特に外国人に対しては厳しく、中国人研究者との連携が不可欠であり、そうした意味の基礎固めと言う点においても、今回の資料調査が果たした意義は非常に大きいといえる。

(お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 教授 小風 秀雅)